

平成28年度 労働行政のあらまし

山口県内の景気は、基調としては緩やかに回復しており、雇用失業情勢は、一部に弱さが残るものの、着実に改善が進んでいます。平成28年4月の有効求人倍率は、1.35倍と4カ月連続して1.3倍台を維持しているが、景気回復による有効求人倍率の上昇と生産年齢人口の減少の中で、人手不足が顕在化しています。

このような状況の下、全ての人材が能力を高め、その能力を存分に発揮できるよう、若者・高齢者・女性・障害者の活躍推進など、政府として「一億総活躍社会」を実現することが求められており、地域の経済社会の活性化に向けた対策を、山口県をはじめ関係機関と連携して取り組むことが重要な課題となっています。

山口労働局では、「『全員参加の社会』の実現加速」と「公正、適正で納得して働くことのできる環境整備」を目標に掲げ、職を求める人をはじめ労働関係でトラブルを抱える人など、多くの人々の期待に応えるため、県内の総合労働行政機関として、雇用・労働条件を巡る多様な課題に対し施策を推進してまいります。



山口市 SLやまぐち号



厚生労働省山口労働局
労働基準監督署・公共職業安定所

「全員参加の社会」の実現を加速します

全ての人材が能力を高め、その能力を存分に発揮できるよう、若者・高齢者・女性・障害者等の活躍を推進していきます。

1 働き方改革の推進について

① ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・長時間労働をはじめとする拘束度の高い働き方の見直しのため、地方公共団体及び労使団体の協力を得つつ、取組事例の収集および情報発信などを行い、気運の醸成を図ります。
- ・「労働時間等見直しガイドライン」（労働時間等設定改善指針）の周知に努めるとともに、働き方・休み方改善コンサルタントによる労働時間等の設定の改善のための助言・指導等を実施します。
- ・「多様な正社員」の普及・拡大を図るため、各種機会を活用して、雇用管理上の留意事項や就業規則の規定例及び好事例について周知します。

② 山口県政労使会議の開催

- ・働き方改革等の課題について、地方創生やワーク・ライフ・バランスの視点を踏まえ、若者や非正規雇用者をはじめとする労働環境や処遇の改善等に向けた気運が高まるよう、地方公共団体及び労使団体等の地域関係者から構成される「山口県政労使会議」の開催に向けた取組を引き続き行います。

③ 労働条件の確保・改善対策の推進

- ・これから社会に出て働くことになる若者に対し、労働法制の基礎知識の周知等により、労働者の関係法令の不知による問題事案の発生の防止を図ります。
- ・地域の大学等と連携し、大学生等のアルバイト就労等における労働トラブルに関する相談先の周知や、ハローワーク等での若者向けセミナー等における労働法制の普及を引き続き行います。
- ・専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法の周知を行います。
- ・最低賃金引上げに向けた中小企業への支援のため、ワンストップで対応する無料相談窓口の設置、賃金水準の底上げを行う事業場への助成を行います。



トピックス

働き方改革に向けた取組事例等につきましては

「働き方・休み方改善ポータルサイト」をご参照ください



←山口労働局HPのバナーをクリック

<http://yamaguchi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の確実な履行

① 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等の策定・届出促進

- ・ 女性活躍推進法に基づき、平成28年4月1日から301人以上企業に義務化された一般事業主行動計画の策定・届出や情報公表等について、あらゆる機会をとらえ周知します。
- ・ 早期に届出等がなされるよう働きかけを行い、取組が行われない企業に対しては助言、指導等を実施します。
- ・ 一般事業主行動計画を支援する「行動計画策定支援ツール」、情報公表を効果的に公表できる「女性の活躍・両立支援総合サイト」内の女性の活躍推進企業データベースの活用を促します。
- ・ 多くの企業が認定を目指すよう認定制度についても広く周知します。

② 女性活躍推進に取り組む事業主に対する支援

- ・ 企業規模にかかわらず、認定を目指す企業については、認定申請に向けて個別に指導等を実施します。
- ・ 一般事業主行動計画の策定・届出が努力義務となっている中小企業については、「女性活躍加速化助成金」の活用を通じて企業の取組を支援し、計画策定・届出を促進します。

3 総合労働相談の実施

あらゆる分野の労働問題にワンストップで対応する相談窓口として、個々の相談に応じた適切な対応を行います。

① 助言・指導制度的確な運用

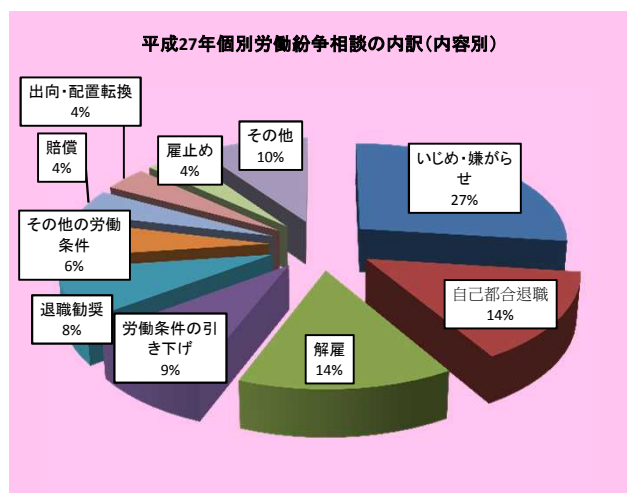
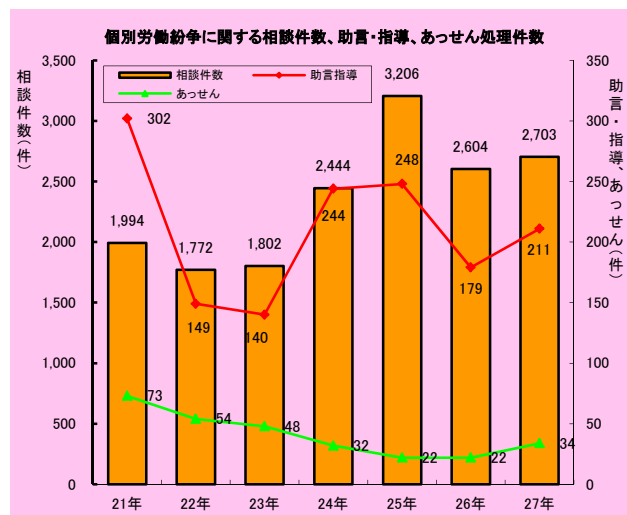
- ・ 簡易・迅速な紛争解決制度である助言・指導に積極的に取り組みます。
- ・ 助言を行う際には、労働契約法の条文や判例等を示し、一定程度の所感を述べることにより解決の方向を示すことで、紛争当事者の話し合いによる自主的な解決を促進します。

② あっせん制度的確な運用

- ・ 相談者のニーズを踏まえた適切な制度の運用に努めます。
- ・ 出張あっせんの実施により紛争当事者の利便性を高めることで参加率の向上を図ります。

③ 総合的ハラスメント対策の一体的実施

- ・ 中小企業及び小規模事業所を中心に職場におけるセクシュアルハラスメント防止対策の強化を図るとともに、パワーハラスメントの予防に向けて、総合情報サイト「あかるい職場応援団」等の活用による環境整備の推進を図ります。



- ・ 妊娠・出産、育児休業等による不利益取扱い（マタニティーハラスメント）を受けることなく就業継続ができる職場環境の整備に向けて、あらゆる機会を捉えて関係法令の周知徹底を図ります。
- ・ 法違反が疑われる場合には、事業主に対する是正指導等厳正な対応を図ります。

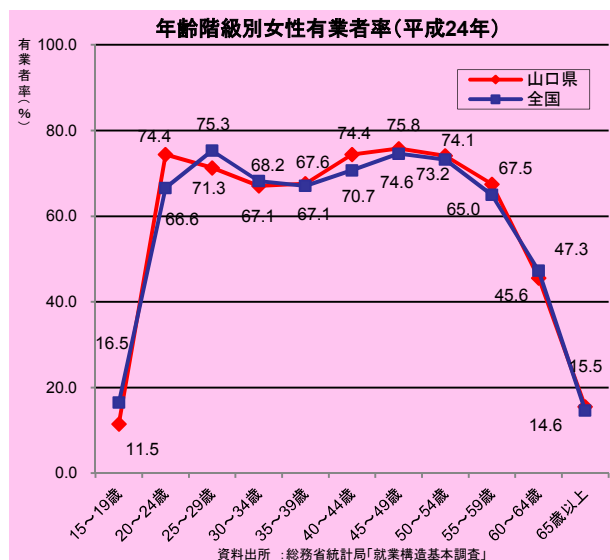
4 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進

① 男女雇用機会均等法の履行確保

- ・ 性別を理由とする差別的取り扱いについては、厳正に対処します。
- ・ 紛争解決援助制度について、労働者等に積極的に周知し、利用促進を図るとともに、円滑かつ迅速な問題解決に繋がります。

② ポジティブ・アクションに取り組む事業主に対する支援

- ・ 女性活躍推進法に基づく取組みにおいてもポジティブ・アクションが正しく理解され各企業の実情に応じた取組が図れるよう好事例の周知や「均等・両立推進企業表彰」の周知等の情報提供を行います。



トピックス

女性活躍推進法認定マーク「えるぼし」

<1段階目>



<2段階目>



<3段階目>



「L」には、Lady（女性）、Labour（働く、取り組む）、Lead（手本）などさまざまな意味があり、「円」は企業や社会、「L」はエレガントに力強く活躍する女性をイメージしています。

女性活躍推進法に基づいて一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍に関する取組の実施状況が優良な企業については申請により厚生労働大臣の認定を受けることができます。

詳しくは 山口労働局HPバナー

[女性活躍推進法](#)

をクリック

5 職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進

① 育児・介護休業法の履行確保

- ・ 有期契約労働者が多く雇用されている業種等を中心に育児・介護休業制度等の周知を図ります。
- ・ 中小企業及び小規模事業所に対しては育児・介護休業等に係る規定整備を促します。
- ・ 紛争解決援助制度について労働者等に積極的に周知し、利用促進を図るとともに円滑かつ迅速な問題解決に繋がります。

② 両立支援に取り組む事業主に対する支援

- ・ 新設された出生時両立支援助成金及び介護支援取組助成金を含み両立支援助成金等の周知と活用促進を図ります。
- ・ 「女性の活躍・両立支援総合サイト」の周知や「中小企業における両立支援推進のためのアイデア集」等の活用を推進します。

- ・ 男性の育児休業取得促進について、パパ・ママ育休プラスなどの男性の育児休業取得を支援する法制度の周知や、男性の育児と仕事の両立を図る企業表彰である「イクメン企業アワード」や好事例集など各種広報資料の作成等をコンテンツとする「イクメンプロジェクト公式サイト」の紹介などをおして男性の育児休業取得のための気運の醸成を図ります。

③ 次世代育成支援対策の推進

- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づき、企業における一般事業主行動計画の策定・届出を促します。
- ・ くるみ認定取得促進とともにプラチナくるみ認定への取組を促し、県内の「子育てサポート企業」増加を図ります。



トピックス

くるみ認定・プラチナくるみ認定とは

次世代法に基づき、一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けることができます。これまでの認定制度は、くるみ認定のみでしたが、平成27年4月1日より、くるみ認定を受けた企業が、さらに高い水準の取組を行った場合に付与されるプラチナくるみ認定制度が創設されました。



新しいくるみマーク



プラチナくるみマーク

6 パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等対策の推進

① パートタイム労働法の履行確保

- ・ パート労働法に基づく適切な指導等を実施するとともに紛争解決援助制度について労働者等に積極的に周知し、利用促進を図るとともに円滑かつ迅速な問題解決に繋がります。

② パートタイム労働者の均等・均衡待遇等に取り組む事業主に対する支援

- ・ パートタイム労働者の雇用管理改善に向けた企業の自主的な取組を促すため、総合情報サイト「パート労働ポータルサイト」の周知と「パート指標」、「パート労働者活躍推進企業宣言」、「パートタイム労働者活躍推進企業表彰」について活用促進を図ります。



トピックス



山口労働局のホームページには最新情報が満載！

<http://yamaguchi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/home.html>

山口労働局のホームページには、法律改正及び助成金等の労務管理に必要な情報や、合同面接会、各種セミナー等のイベント情報を掲載しています。

また、県内の労働基準監督署及びハローワークからの情報も掲載しています。

是非、ご利用ください。

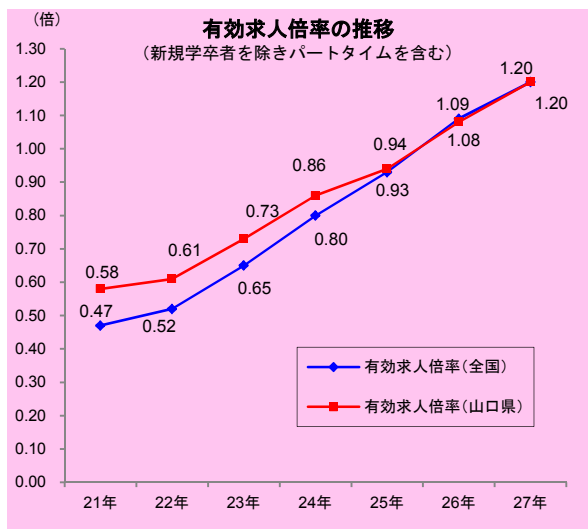
公正、適正で納得して働くことのできる環境を整備します

就労形態にかかわらず公正に処遇され、安心して将来に希望を持って働くことができるように非正規雇用労働者の待遇改善、人材不足分野や地域における人材確保などを推進します。

1 労働市場全体としての求人・求職マッチング機能の強化

① 職業紹介業務の強化による効果的なマッチングの推進

- ・ 求職者に対しては、担当者制を活用したきめ細かな就職支援を、求人者に対しては、分かりやすく魅力ある求人票づくりを進め、能動的マッチングによる求人充足サービスを行います。
- ・ 積極的な事業所訪問により、求人票記載内容以上の詳細な事業所情報を収集・整備し、効果的なマッチングの向上に努めます。
- ・ 求人票記載内容の正確性・適法性の確保に努め、特に、求人受理時において事業主への確認を徹底します。



② 民間を活用した就職支援

- ・ ハローワークの保有する求人・求職情報について、民間人材ビジネス及び地方自治体にオンラインで提供し、官民が連携した求人・求職のマッチング機能の強化を図ります。

③ 非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の推進

- ・ 「山口労働局正社員転換・待遇改善実現本部」において策定した「地域プラン」に基づき、不本意ながら非正規雇用で働く方への就職支援と、正社員転換・待遇改善の取組を推進します。
- ・ 非正規雇用労働者の正社員転換・人材育成・処遇改善を推進するための「キャリアアップ助成金」や、常用就職を推進するための「トライアル雇用奨励金」を活用し、不本意ながら非正規雇用で働く方やフリーター等の正規雇用化を促進します。

④ 人手不足分野等における人材確保等の総合的な推進

- ・ 人手不足分野における人材確保のためには、職場の魅力アップを図ることが重要であることから、事業主に対して雇用管理制度の導入支援を行うことにより「魅力ある職場づくり」を推進します。
- ・ 建設・福祉・医療など人手不足の業種・職種について、求人条件を満たす免許・資格・経験を有する求職者への求人情報の提供や、就職面接会の開催等により、求人と求職のマッチングを図ります。

2 女性・若者の活躍推進

① 女性のライフステージに対応した活躍推進

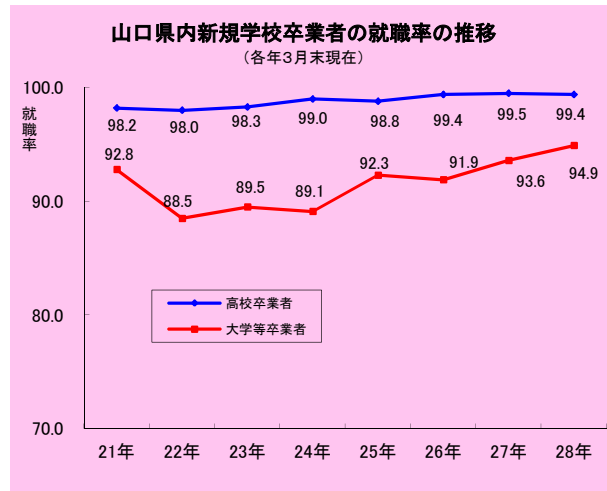
- ・ マザーズコーナー（山口・下関・宇部・徳山）においては、個々の求職者の状況に応じた「就職実現プラン」を策定し、求職者のニーズに応じた担当者制によるきめ細か

な職業相談・職業紹介を行います。

- ・子育て女性の早期再就職の実現のため、「託児付き再就職準備セミナー」を山口県や市町と連携して開催します。
- ・育児・介護休業給付金の周知・広報を行い、男女とも育児・介護休業の取得を促進します。

② 若者の活躍推進

- ・「若者雇用促進法」に基づくユースエール認定企業、新卒者に対する職場情報の提供及び労働関係法令に違反した企業の学卒求人不受理について周知・啓発に努めます。
- ・「山口労働局新卒者等就職・採用応援本部」（国、県、県教育庁、労使団体、大学等関係者で構成）における協議結果に基づき、新卒者及び既卒3年以内の方に対する就職支援を推進します。
- ・新卒者に対して、就職後も職場での悩みをハローワークで相談できることを周知するとともに、電話や事業所訪問により、新卒者等に対する職場定着を支援します。
- ・「若者応援宣言企業」の普及を図り、若者に対する情報発信や重点的なマッチングに取り組みます。



③ 公正採用選考の啓発

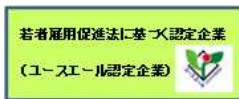
- ・「公正採用選考人権啓発推進員研修会」の開催や企業訪問により、効果的な啓発を推進するとともに、不適切な採用選考に対しては是正指導を行います。



トピックス

若者雇用促進法が施行されました

「ユースエール認定企業制度」とは
若者の採用・育成に積極的に雇用管理の優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度です。

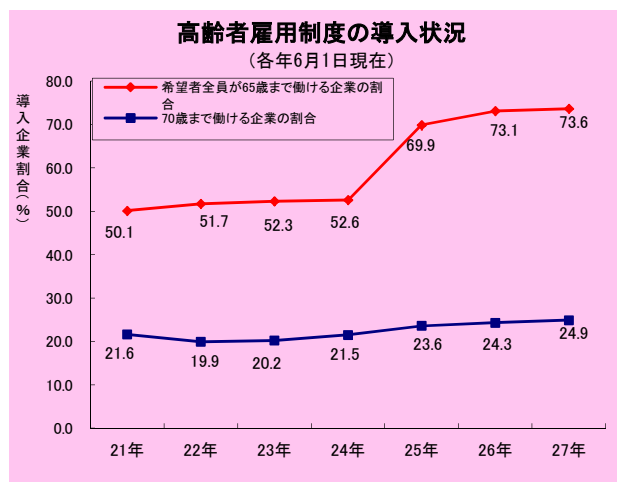


←詳しくは、山口労働局HPのバナーをクリック
<http://yamaguchi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

3 高年齢者・障害者の活躍推進

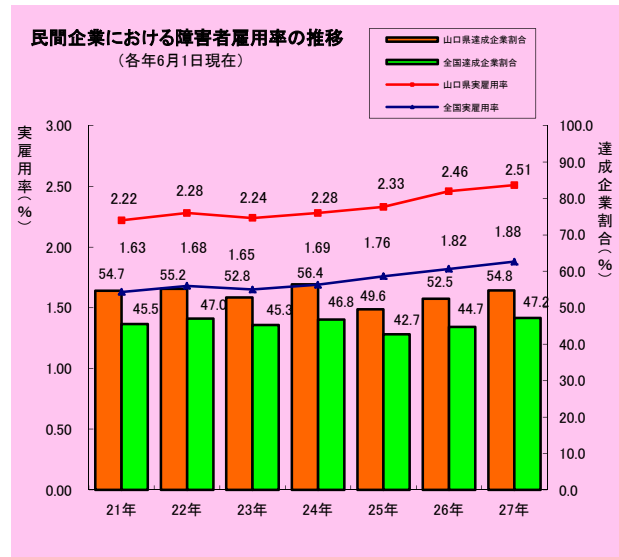
① 高年齢者の就労促進等を通じた生涯現役社会の実現

- ・高年齢者雇用安定法に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていない事業主に対して助言・指導を行います。
- ・生涯現役社会の実現に向けた相談・援助を行うとともに、特に65歳以上の高年齢者に対する就職支援を強化します。



② 障害者の雇用率達成指導の強化

- 障害者雇用率の未達成企業、特に中小企業に対し雇用率達成に向けた提案型指導を計画的に実施します。
- 「障害者雇用促進セミナー」を開催し障害者雇用の周知・啓発を推進します。
- 障害者職業センターや障害者就業・生活支援センターと連携を図り、助成金やジョブコーチ制度等を活用し、障害者の雇入れや職場定着の支援を行います。
- 障害者差別禁止・合理的配慮の提供義務に違反する事業主に対して、助言、指導及び勧告を実施します。



4 地方自治体と一体となった雇用対策の推進

① 労働分野における国と地方自治体との連携強化

- 平成27年3月に山口県、平成28年3月に下関市と山口労働局が締結した雇用対策協定に基づき、地方自治体の産業・福祉施策と国の雇用施策を一体的に進めることで住民サービスを強化します。

② 生活保護受給者等の生活困窮者に対する就労支援の推進

- ハローワークと地方自治体の連携の下、担当者制によるきめ細かな職業相談と生活福祉相談をワンストップで行い、生活保護受給者等の就労自立を推進します。

5 民間等の労働力需給調整事業の適正な運営の促進

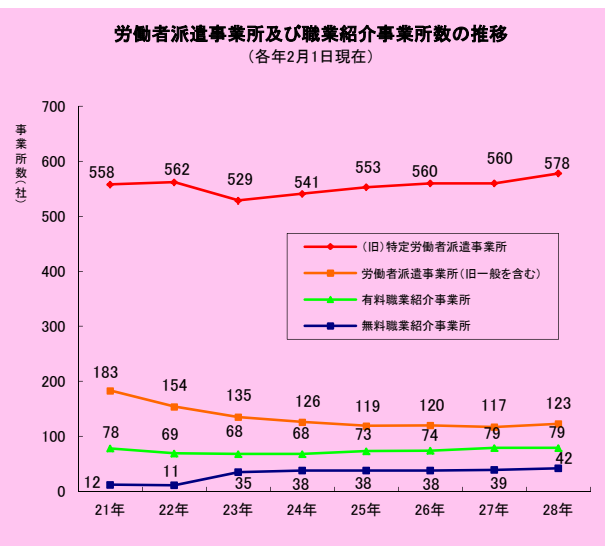
① 労働者派遣事業所に対する指導監督

- 労働者派遣事業が労働者派遣法に則して適正に運営されるよう、派遣元事業主・派遣先事業主・請負事業主・請負発注者に対し、指導監督を適切に実施します。

また、平成27年改正労働者派遣法の周知・啓発を推進します。

② 有料・無料職業紹介事業所に対する指導監督

- 職業紹介事業が職業安定法に則して適正に運営されるよう、有料・無料職業紹介事業所に対し、指導監督を適切に実施します。



トピックス

労働者派遣法が改正されました

主な改正ポイントは、①派遣事業の健全化（許可制）、②派遣労働者の雇用安定とキャリアアップの措置、③より分かりやすい派遣期間制限への見直し、④派遣労働者の均衡待遇の強化です。

平成27年
改正労働者派遣法

詳しくは、山口労働局HPのパナーをクリック

<http://yamaguchi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

安心して将来に希望を持って働くことのできる環境を整備します

労働条件を巡っては、労働基準監督署や総合労働相談コーナーへ賃金不払、過重労働、解雇等の申告・相談が数多く寄せられるなど、引き続き労働条件確保対策及び個別労働紛争の早期解決に向けた支援等が求められています。

また、県内の正社員等一般労働者の総実労働時間が依然として2,000時間台で推移しており、年次有給休暇の取得率も約50%と低い水準となっているなど、仕事と生活の調和等の観点からも、長時間労働を始めとする拘束度の高い働き方の見直しが求められています。

県内の労働災害は、平成27年の死亡者数については13人と前年より6人減少したものの、休業4日以上死傷者数については1,274人と前年同期より90人増加しました。

本年度は、第12次労働災害防止計画の目標達成に向けて、重篤度の高い墜落・転落災害のほか、すべての業種に共通する課題である交通労働災害及び転倒災害に着目しつつ、同計画の重点業種である製造業、建設業、道路貨物運送業及び第三次産業のうち小売業、社会福祉施設を中心とした取組を推進する必要があります。

1 働き方改革の推進及び労働条件の確保・改善対策

① 過重労働による健康障害防止対策の推進

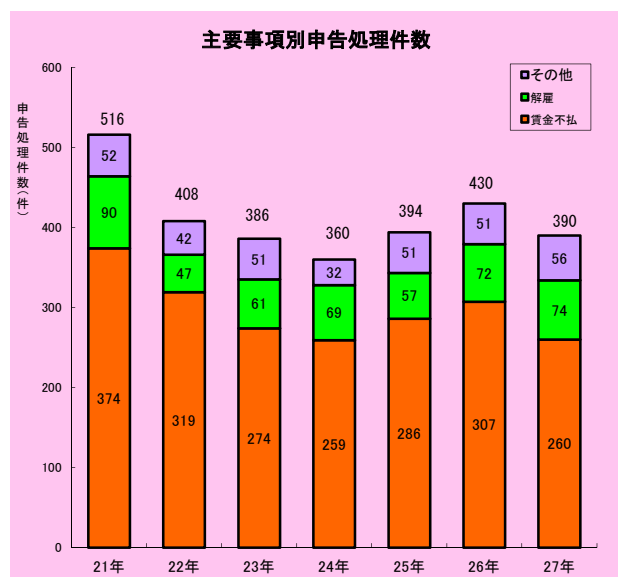
- ・長時間にわたる時間外労働が恒常的に行われているなど、過重労働による健康障害の発生が懸念される事業場等に対し、重点的に監督指導を行い、「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」の徹底を図ります。
- ・社会的に影響が大きい企業が、違法な長時間労働を繰り返しているような場合には、是正を指導した段階で公表します。
- ・11月を「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働の抑制等過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行います。
- ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に沿って、啓発等民間団体の活動に対する支援を行います。

② 賃金不払残業の防止

- ・「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」の遵守を重点とした監督指導等を実施します。
- ・また、重大又は悪質な事案に対しては、司法処分を含め厳正に対処します。

③ 法定労働条件の履行確保

- ・申告・相談については懇切丁寧に対応するとともに、迅速かつ適切に処理します。
- ・「労働条件ほっとライン」等で受け付けた相談、情報については、事案の内容に応じ、監督指導等を実施するなど、必要な対応を行います。



2 労働者の安全と健康の確保対策の推進

① 労働災害防止対策の推進

- 全業種に対して「STOP！転倒災害プロジェクト」を展開するとともに、交通労働災害防止対策を推進します。
- 製造業については、はさまれ・巻き込まれ災害防止対策を推進します。また、化学工業における爆発・火災災害防止対策を推進します。
- 建設業については、墜落・転落災害防止対策の徹底を図ります。
- 道路貨物運送業については、荷役作業時における災害防止対策を推進します。
- 第三次産業については、特に労働災害件数の多い小売業及び社会福祉施設を中心に転倒災害防止対策のほか、社会福祉施設における腰痛予防対策を推進します。

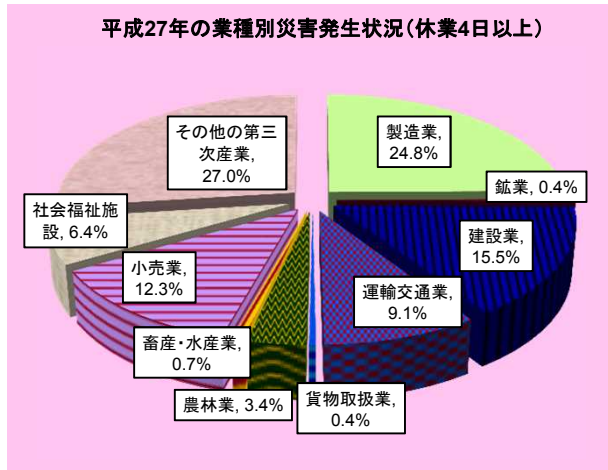
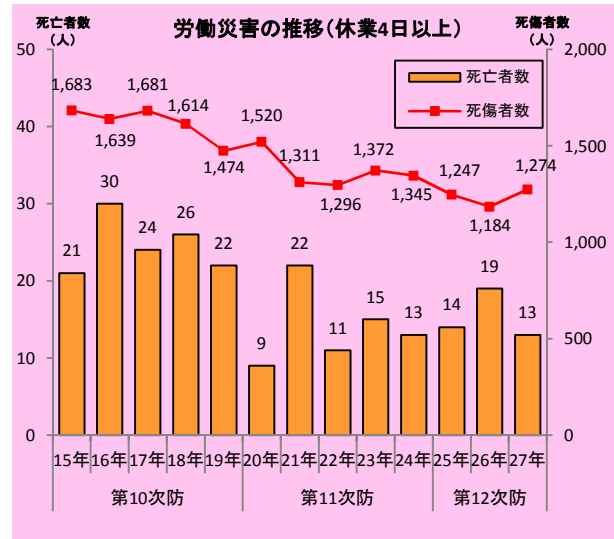
② 労働衛生対策の推進

- 危険・有害な化学物質等、石綿及び粉じん等による健康障害の防止対策を推進します。
- ストレスチェックの実施の推進、産業保健総合支援センター地域窓口の利用勧奨などにより、事業場のメンタルヘルス対策を推進します。
- 努力義務化されている職場における受動喫煙防止対策の取組の促進を図るとともに、受動喫煙防止対策助成金制度等を周知します。

3 最低賃金制度の適切な運営

○ 最低賃金制度の適切な運営

- 最低賃金額の周知及び履行確保に努め、最低賃金制度の適切な運営を図ります。



①地域別最低賃金	時間額
山口県最低賃金	731円
②特定(産業別)最低賃金	時間額
山口県鉄鋼業、非鉄金属精錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金	867円
山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	793円
山口県輸送用機械器具製造業最低賃金	838円
山口県百貨店、総合スーパー最低賃金	757円



トピックス

ストレスチェックの実施が事業主の義務となりました



←詳しくは、山口労働局HPのバナーをクリック
<http://yamaguchi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

労働保険制度の的確な運営を行ないます

労働保険料は働く人々のセーフティネットである労働保険制度（労働者災害補償保険、雇用保険）の財政基盤となるものですが、山口県においては、労働保険適用事業場については前年度より増加している一方、労働保険料の収納率の向上や成立手続を行っていない事業主、いわゆる「未手続事業」の対策が行政課題となっています。

1 労災保険制度の的確な運営

○ 精神障害及び脳・心臓疾患事案などに係る迅速・適正な処理の徹底

- ・ 精神障害及び脳・心臓疾患などの事案については、認定基準を踏まえ、迅速・適正な処理に取り組むとともに、請求人等に対する懇切・丁寧な対応に努めます。

2 雇用保険制度の的確な運営

○ 各種制度の的確な運営

- ・ 職業生活の安定のため、失業給付の適正な支給に取り組みます。
- ・ 雇用保険法に基づく各種助成金を活用し、事業主を支援することを通じて雇用の安定に取り組みます。
- ・ 不正受給防止に向けた取組を強化するとともに、不正受給が発生した場合は厳正な処分を行い、給付金の早期回収を図ります。

3 労働保険適用徴収業務の健全な運営

① 労働保険の未手続事業一掃対策の推進

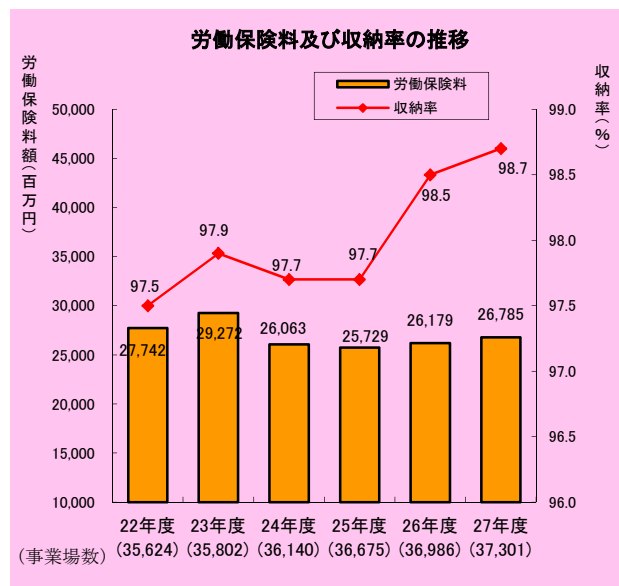
- ・ 未手続事業場については、他の行政機関との通報制度等を活用し、また、受託団体等との連携を強化し、未手続事業の把握、手続指導を行います。
- ・ 自主的に成立手続を行わない事業主に対しては、職権による成立手続を行います。

② 労働保険料等の適正徴収の推進

- ・ 適正かつ実効のある保険料算定基礎調査を実施するとともに、納付督促、滞納整理、滞納処分等の徴収業務を積極的に実施します。
- ・ 労働保険料申告書の早期提出及び労働保険料の確実な納付を推進するとともに、口座振替制度の利用を促します。

4 電子申請の利用促進

- ・ 労働保険の手続における利用者の利便性向上と行政の効率化を図るため、電子申請の利用促進を図ります。



都道府県労働局の組織を見直し、『雇用環境・均等部（室）』を設置

労働局では以下の取組を進めるため、平成28年4月に組織の見直しを行い、新たに「雇用環境・均等部（室）」を設置します。

- ▶ 男女ともに働きやすい雇用環境を実現するため、「女性の活躍推進」や「働き方改革」等の施策をワンパッケージで効果的に推進します。
- ▶ 労働相談の利便性をアップするため、パワハラや解雇等に関する相談窓口とマタハラやセクハラ等に関する相談窓口を一つにします。また、個別の労働紛争を未然に防止する取組（企業指導等）と、解決への取組（調停・あっせん等）を、同一の組織で一体的に進めます。

山口労働局の組織		
〒753-8510 山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館		
総務部	総務課	総務・会計・入札・購入、情報公開などに関すること TEL 083-995-0360 FAX 083-995-0378
	労働保険徴収室	労働保険の加入、労働保険料の徴収などに関すること TEL 083-995-0366 FAX 083-995-0369
雇用環境・均等室		総合労働相談、企画・調整、広報、男女の雇用機会均等、育児・介護休業、パートタイム労働などに関すること TEL 083-995-0390 FAX 083-995-0389
労働基準部	監督課	事業場の監督指導、賃金・解雇・労働時間などに関すること TEL 083-995-0370 FAX 083-995-0376
	健康安全課	労働災害の防止、労働者の健康確保、免許証交付・資格などに関すること TEL 083-995-0373 FAX 083-995-0376
	賃金室	最低賃金、家内労働などに関すること TEL 083-995-0372 FAX 083-995-0376
	労災補償課	労災保険給付、被災者の社会復帰等促進事業などに関すること TEL 083-995-0374 FAX 083-995-0377
職業安定部	職業安定課	職業の安定・雇用の促進、雇用保険事業などに関すること TEL 083-995-0380 FAX 083-995-0384
	需給調整事業室	労働者派遣事業・職業紹介事業などに関すること TEL 083-995-0385 FAX 083-995-0384
	地方訓練受講者支援室	職業訓練などに関すること TEL 083-995-0387 FAX 083-995-0384
	職業対策課	高齢者・障害者の雇用対策、雇用関係助成金などに関すること TEL 083-995-0383 FAX 083-995-0384

山口県内の労働基準監督署 労働相談コーナー	山口県内のハローワーク ハローワークの付属施設	
下関労働基準監督署 〒750-8522 下関市東大和町2-5-15 TEL 083-266-5476 FAX 083-266-5480	山口公共職業安定所 〒753-0064 山口市神田町1-75 TEL 083-922-0043 FAX 083-925-4999	徳山公共職業安定所 〒745-0866 周南市大字徳山7510-8 TEL 0834-31-1950 FAX 0834-31-1966
宇部労働基準監督署 〒755-0044 宇部市新町10-33 宇部地方合同庁舎 TEL 0836-31-4500 FAX 0836-31-4502	下関公共職業安定所 〒751-0823 下関市貴船町3-4-1 TEL 083-222-4031 FAX 083-232-1350	下松公共職業安定所 〒744-0017 下松市東柳1丁目6-1 TEL 0833-41-0870 FAX 0833-41-5482
徳山労働基準監督署 〒745-0844 周南市速玉町3-41 TEL 0834-21-1788 FAX 0834-21-1690	大和町庁舎 〒750-0066 下関市東大和町2丁目3-6 TEL 083-266-4151 FAX 083-266-6134	岩国公共職業安定所 〒740-0022 岩国市山手町1丁目1-21 TEL 0827-21-3281 FAX 0827-23-2863
下松労働基準監督署 〒744-0022 下松市末武下中筋潮入617-3 TEL 0833-41-1780 FAX 0833-41-4262	宇部公共職業安定所 〒755-8609 宇部市北琴芝2丁目4-30 TEL 0836-31-0164 FAX 0836-31-1835	柳井公共職業安定所 〒742-0031 柳井市南町2丁目7-22 TEL 0820-22-2661 FAX 0820-22-1069
岩国労働基準監督署 〒740-0027 岩国市中津町2-15-10 TEL 0827-24-1133 FAX 0827-24-1135	防府公共職業安定所 〒747-0801 防府市駅南町9-33 TEL 0835-22-3855 FAX 0835-25-4033	山口新卒応援ハローワーク (ヤング・ハローワーク山口) 〒754-0014 山口市小郡高砂町1-20 TEL 083-973-8080 FAX 083-973-7123
山口労働基準監督署 〒753-0088 山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎1号館 TEL 083-922-1238 FAX 083-922-1483	萩公共職業安定所 〒758-0074 萩市平安古町599-3 萩地方合同庁舎 TEL 0838-22-0714 FAX 0838-25-8581	ハローワークプラザ下関 〒750-0025 下関市竹崎町4丁目4-8 シーモール下関内 TEL 083-231-8189 FAX 083-232-6176
萩労働基準監督署 〒758-0074 萩市大字平安古町599-3 萩地方合同庁舎 TEL 0838-22-0750 FAX 0838-22-1089	長門分室 〒759-4101 長門市東深川1324-1 TEL 0837-22-8609 FAX 0837-22-6270	山陽小野田市地域職業相談室 〒756-0057 山陽小野田市大字西高泊1259-1 (山陽小野田市雇用能力開発支援センター内) TEL 0836-81-4511 FAX 0836-84-8541